

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「新府令」という。）第九十一条第一項第三十号ハの規定の適用については、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三月を経過するまでの間は、同号ハ中「、売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等」とあるのは、「又は売出し」とする。

2 新府令第九十九条第八号の規定は、施行日以後に終了した計算期間（新府令第九十八条第二項に規定する計算期間をいう。以下この項において同じ。）に関して作成すべき同項の報告書について適用し、施行日前に終了する計算期間に係るものについては、なお従前の例による。

第三条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律

(平成十六年法律第八十八号)の施行の日の前日までの間における新府令第二百二十五条の二第一項第二号及び第二百七十五条の二第一項第二号の規定の適用については、同府令第二百二十五条の二第一項第二号中「議決権(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百四十七条第一項又は第四百八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。))の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。)」とあるのは「議決権」と、同府令第二百七十五条第一項第二号中「議決権(社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。))の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。)」とあるのは「議決権」とする。

2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における新府令第二百二十五条の二第二項及び第三項並びに第二百七十五の二第二項

及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「対象議決権」とあるのは「議決権」とする。

第四条 改正前の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十六条第一項第二号に掲げる行為を行っている者が施行日以後に行う新府令第百五十七条第一項第十七号ニに規定する発注伝票の記載については、新府令第百七十一条の規定にかかわらず、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

第五条 新府令別紙様式第十二号及び別紙様式第十六号は、施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、施行日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 新府令別紙様式第十七号は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務又は財産の状況に関する報告書について適用し、施行日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。